

## 次世代育成支援対策推進法に基づく行動計画

従業員が、仕事と子育てを両立させることができ、従業員全員が働きやすい環境をつくることによって、全ての従業員がその能力を十分に発揮できるようにするため、次のように行動計画を策定する。

### 1. 計画期間

平成30年4月1日から平成33年3月31日までの3年間

### 2. 計画内容

**目標1：計画期間中に、育児休業の取得状況を以下のとおりとする。**

男性従業員・・・取得者1人以上にする。

女性従業員・・・取得率80%以上にする。

#### 対策1

- 平成30年4月～ 従業員に行動計画の内容について周知をする。
- 平成30年4月～ 従業員本人または配偶者の出産時期が近づいた場合に、会社総務人事部門に届出ることにより、種々の育児支援措置について相談を受けることが出来るようにする。
- 平成31年4月～ 育児を目的とした休暇制度について、労使で検討を開始する。
- 平成31年4月～ 配偶者が子供を出生した男性社員へ育児休業及び両立支援制度の案内を本人及び上長へ送付し、育児休業の取得を促進する。

**目標2：年次有給休暇の取得率を、全社平均60%以上にする。**

#### 対策2

- 平成30年4月～ 年次有給休暇の取得状況を把握する。
- 平成30年4月～ 効果的な方法について労使で検討を開始する。

**目標3：時間外労働を全社平均25時間以下にする。**

#### 対策3

- 平成30年4月～ 労働時間管理をより厳格に行うとともに、労使で協力し意識改革を進めることにより、長時間残業を撲滅する。

**目標4：育児や介護などで時間に制約のある従業員の働き方の選択肢を拡大するため、在宅勤務制度を導入する。**

#### 対策4

- 平成30年4月～ 育児中および介護中従業員の状況を把握する。
- 平成30年4月～ 試験導入を行い、試験対象者にヒアリングを行いながら問題点を確認する。
- 平成30年10月～ 運用ルールを制定し、制度を導入する。